

## 大阪城公園駐車場（大阪城・森ノ宮）管理運営業務仕様書

## 1 物件概要（現行）

名 称	営業形態	収容可能台数等	駐車料金（参考）
大阪城駐車場（バス専用）	年中無休	50 台	8 時～22 時：700 円／1 時間 22 時～8 時：350 円／1 時間
大阪城駐車場（普通車専用）	年中無休	200 台 （うち身体障がい者 用 4 台）	8 時～22 時：350 円／1 時間 22 時～8 時：150 円／1 時間
森ノ宮駐車場（普通車専用）	年中無休	98 台（うち身体障が い者用 2 台）	8 時～22 時：350 円／1 時間 22 時～8 時：100 円／1 時間 入庫から 24 時間最大：800 円

## 2 駐車場管理運営事項

## (1) 指定用途

都市公園法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項第 7 号及び、都市公園法施行令（以下、「法施行令」という。）第 5 条第 6 項に規定する「便益施設」に該当する駐車場として、用途を指定する。

## (2) 管理運営方針

## ①基本方針

自動車での来園者の利便性・安全性を向上するため、適正な管理運営を行い、大阪城公園の適切な利用を図ることを基本方針とする。また、利用者が公平・平等に駐車場を利用できるように十分に配慮するとともに、その運営管理・維持管理について創意工夫をもって行うこと。

## ②運営管理方針

駐車場は、都市公園施設として設置した施設であり、法及び条例並びに同条例施行規則に基づき、適切に管理するとともに、多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

## ③維持管理方針

駐車場については、清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用に供するよう適正な維持管理を行うこと。

## (3) 駐車場の利用に関する業務（安全・保全・事故防止・防犯等）

利用受付、利用料金の徴収、車両の誘導、利用者の案内、事故・苦情等対応、歩行者等に対する安全対策、事故防止対策、防犯対策を行うこと。

## 《運営内容等》

駐車場形態	時間貸駐車場（月極不可。公園外の施設との業務提携は原則不可。定期券（駐車箇所を限定しないもの）及び回数券の販売は可）
営業時間	24 時間営業
休業日	無休
要員対応	有人・無人いずれも可。 ※人件費等の必要経費については、すべて指定管理者の負担とする。
駐車料金	大阪城公園の利用状況や周辺駐車場の料金体系等を勘案のうえ、公園利用者の利便性向上に繋がる最適な駐車料金を本市へ提案のうえ、本市の承認を経て、事業者が決定できるものとする。ただし、当面の間、1 時間あたりの駐車料金は普通車が 350 円以下、バスを 700 円以下とする。これを適用する期間の終了については、利用者の利用状況等を見て、本市と協議のうえ、決定するものとする。
出入庫管理	駐車場門扉の開閉等については、指定管理者において防犯対策等が十分に行える状況にある場合は、これを要しない。また、精算機やゲート・満空表示灯などの出入庫管

	理は、公園利用者の利便に配慮し、スムーズに行うこと。なお、駐車場案内看板（構造は許可面積内に設置する自家用看板で7 m <sup>2</sup> 以下のものに限る。広告物の掲出は不可。）及び新たな機器の設置等の詳細については、事前に本市と協議を行うこと。なお、変更を行う場合も、同様とする。
--	---

## (4) 駐車料金の設定・収入

指定管理者が本市の承認を得て自主事業として定めた駐車料金は、指定管理者の収入とすることができる。

なお、駐車料金の当初設定時のほか、これを変更しようとするときは、本市に事前に提案のうえ承認を得なければならない。

## (5) 自動二輪専用箇所の設置

公園利用者が来園するための交通手段を十分把握のうえ、自動二輪専用箇所の設置を可能な限り考慮すること。

## 3 設備等の継承及び新設

本市所有の設備等については、原則として現状のまま指定管理者へ引き継ぐが、機器等の継承または変更・新設を行う場合は、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。

## (1) 機器等の承継

## &lt;大阪城駐車場&gt;

現在、本市が契約している大阪城駐車場の機械ゲート機器のリース契約については、指定管理者の判断により、継続等を行うこと。ただし、解約の場合は、指定管理者が解約料等相当額を負担すること。

## (契約概要と設置機器)

設置場所	契約期間 (残期間)	契約金額 (残期間の契約金額)
大阪城駐車場（バス専用）	H24. 4. 1～H30. 5. 31 (H27. 4. 1～H30. 5. 31)	8,935,500 円 (4,719,600 円)
大阪城駐車場（普通車専用）	H21. 6. 1～H27. 5. 31 (H27. 4. 1～H27. 5. 31)	15,603,840 円 (445,824 円)

## バス専用駐車場

品名	数量	型番
駐車券発行機	1台	
全自動料金精算機	1台	
カーゲート	2台	
パーキッチャー	2台	—
入口満空灯	1台	—
出庫注意灯	1台	—
案内説明板	2枚	—

## 普通車専用駐車場

品名	数量	型番
駐車券発行機	1台	T F - 2800N
全自動料金精算機	1台	N T - 7700
カーゲート	2台	N T - 1500
パーキッチャー	2台	—
入口表示灯兼出庫警報灯	1台	—
案内説明板	2枚	—

#### ＜森ノ宮駐車場＞

森ノ宮駐車場は、都市公園法に基づき、本市がエコロシティ株式会社（以下「現事業者」という。）に対して運営管理を許可しており、最長で平成30年3月31日までの間、現事業者の負担によって駐車場管理が行われる予定である。

現事業者が、許可の範疇で駐車場内に設置した機器等については、現事業者への許可期間終了後、指定管理者と現事業者が協議のうえ、合意した場合に限って、当該機器等を引き継いで使用することができるものとする。

なお、引き継ぎ等に要する諸経費は指定管理者の負担とする。

また、当該機器等を引き継ぐ場合は当該機器等の引き継ぎを受けた旨の文書を本市に提出し、承認を受けなければならない。

### (2) 機器等の変更・新設等

#### ＜大阪城駐車場＞

本市がリース契約している機器等について、契約期間満了後、指定管理者が、その契約内容の全部又は一部を変更して契約する場合のほか、同一の契約を引き続き締結する場合であっても、当該契約を締結したことを証する文書を本市に提出し、承認を受けなければならない。

#### ＜森ノ宮駐車場＞

指定管理者が現事業者から機器等を引き継がない場合は、原状回復の一環として、現事業者により自らが設置した全ての機器等が撤去されることから、指定管理者は、本市と事前に協議のうえ、新たに駐車場運営に必要な機器等を設置することができるものとする。

ただし、この場合、機器等を設置したことを証する文書を本市に提出し、承認を受けなければならない。

### 4 原状回復

機器等を承継又は新設・変更した場合は、本市が指定する期日までに指定管理者の費用負担により原状回復のうえ、駐車場を返還しなければならない。原状回復の方法及び程度については本市に事前協議を行い、承認を得ること。